

令和 7 年度 地域包括支援センターの事業計画

I 地域包括支援センターの設置状況

佐屋苑地域包括支援センター	
所在地	愛西市大井町浦田面 2 6 8 番地 6 (愛厚ホーム佐屋苑内)
担当地区	佐屋地区
65歳以上人口	8, 6 4 4 人 (令和 7 年 2 月 1 日現在)
センター職員数	7 名 (常勤) 保健師 1 ・ 社会福祉士 3 ・ 主任介護支援専門員 1 ・ 介護支援専門員 1 (非常勤) 介護支援専門員 1

愛西市社協地域包括支援センター	
所在地	愛西市江西町宮西 3 8 番地 (八開総合福祉センター内)
担当地区	立田地区及び八開地区
65歳以上人口	3, 9 3 3 人 (令和 7 年 2 月 1 日現在)
センター職員数	3 名 (常勤) 保健師 1 ・ 社会福祉士 1 ・ 主任介護支援専門員 1

愛西市社協佐織地域包括支援センター	
所在地	愛西市町方町北堤外 1 3 6 番地 5
担当地区	佐織地区
65歳以上人口	6, 5 9 4 人 (令和 7 年 2 月 1 日現在)
センター職員数	5 名 (常勤) 保健師 1 ・ 社会福祉士 2 ・ 主任介護支援専門員 1 (非常勤) 介護支援専門員 1

II 地域包括支援センター事業計画

- (佐屋地区) 佐屋苑地域包括支援センター (設置者: 愛知県厚生事業団)

開所時間	午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで
休業日	・ 土曜日及び日曜日 ・ 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・ 1 2 月 2 9 日から 3 1 日まで及び翌年 1 月 2 日から 3 日まで
休業日・夜間の連絡体制	宿日直職員が受電し、その職員より緊急連絡用の携帯電話に連絡
担当地区	佐屋地区

- (立田・八開地区) 愛西市社協地域包括支援センター (設置者: 愛西市社会福祉協議会)

開所時間	午前8時30分から午後5時15分まで
休業日	・ 土曜日及び日曜日 ・ 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・ 12月29日から31日まで及び翌年1月2日から3日まで
休業日・夜間の連絡体制	緊急連絡用の携帯電話に転送
担当地区	立田地区及び八開地区

- (佐織地区) 愛西市社協佐織地域包括支援センター (設置者: 愛西市社会福祉協議会)

開所時間	午前8時30分から午後5時15分まで
休業日	・ 土曜日及び日曜日 ・ 国民の祝日に関する法律に規定する休日 ・ 12月29日から31日まで及び翌年1月2日から3日まで
休業日・夜間の連絡体制	緊急連絡用の携帯電話に転送
担当地区	佐織地区

1 介護予防ケアマネジメント事業 (第1号介護予防支援事業)

対象者	内 容
要支援及び事業対象と判定された者	アセスメント、ケアプラン作成、サービス担当者会議の開催、サービス提供評価、給付管理事務 (一部は居宅介護支援事業所に委託) を実施する。

2 総合相談支援業務

対象者	内 容
高齢者	高齢者や家族からの相談を受け、地域における保健、医療、福祉サービスの利用につなげる等の支援を実施する。

3 権利擁護業務

事業区分	対象者	内 容
高齢者虐待対応	高齢者及びその介護者	高齢者虐待の通報窓口として、虐待の予防・早期発見に努める。 介護サービスの利用や、緊急時には老人福祉施設等への入所など、他の機関と連携して実施する。
成年後見制度の活用促進	判断能力の低下した高齢者等	成年後見制度について説明するとともに、親族からの申立てが行われるよう支援する。 申立てを行うことができる親族がない等の場合は、市長申立てにつなげる。

4 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

対象者	内 容
介護支援専門員	介護支援専門員研修を開催する。 支援困難事例についての指導助言をする。
市内居宅介護支援事業所 介護サービス事業所職員	研修会及び情報交換等を行う。

5 その他

業務名	内 容
市やその他関係機関が主催する会議へ参加	地域包括支援センター運営協議会等の開催時に会議へ参加する。
市内地域包括支援センターとの連絡調整	センター間の連携・協働等の体制を密にする。
認知症総合支援事業	認知症の人やその家族に対し、市と連携して支援する。 認知症サポーター養成講座、認知症サポーターフォローアップ講座、認知症サポーターステップアップ講座へ協力する。 チームオレンジの構築・活動支援を行う。
一般介護予防事業	介護予防把握事業及び介護予防普及啓発事業について、市と連携して実施する。 また、保険年金課の75歳を対象とした「健康質問票」にて、機能低下がみられる方に、基本チェックリストの実施や生活状況を把握し、要介護状態等となるおそれの高い状態にあると認められる者を介護予防・生活支援サービス事業の対象者（事業対象者）として判定し、必要なサービス等を案内し、介護予防を行う。
地域ケア会議	個別ケースの検討を行う。各地域包括支援センターにて、年2回開催。 市の主催する地域ケア推進会議へ出席し、地域課題の解決に向けて取り組む。年2回開催。

Ⅲ 各地域包括支援センターの令和7年度 課題及び目標について

包括名	課題及び目標
佐屋苑 (佐屋)	高齢者が住み慣れた地域で、ともに助け合いながら、自分らしい暮らしを安心して継続することができるよう、身近な総合相談窓口として、地域の集まりに積極的に出向き、地域住民の声を聞き、顔の見える関係性作りを行えるよう、地域包括支援センターの周知活動に取り組む。 複合的な課題を抱える総合相談が増えている為、専門職としての自己研鑽を図りながら、様々な関係機関と連携し、協同していく。
社協 (立田・八開)	地域住民と福祉事業者との関わりの中で地域課題に向き合う、地域福祉に貢献する姿勢を令和7年度も継続して進める。 認知症に関する相談が増加しているので、相談窓口としての周知を図って早期に相談してもらえる体制を築いていきたい。また、認知症の方と家族を支える体制を地域全体の課題として考える必要があり、認知症についての啓発、認知症支援の担い手づくりに寄与していきたい。 高齢者介護に限らず、複合化する家庭の課題に対処できるよう関係機関との連携強化にも努めたい。

<p>社協 佐織 (佐織)</p>	<p>新規に介護保険の手続きをされる方の相談が増えています。対象になる方が適切にサービスを受けることができるよう支援します。</p> <p>介護支援専門員への支援の一環としてケアマネオンラインサロンを開催し、情報交換を行っています。令和7年度も引き続き実施していきます。</p> <p>地域のサロンや老人クラブなどの会合の場に出向き福祉制度や認知症などについての啓発を行っています。令和7年度も引き続き実施していきます。</p> <p>令和6年度、地域ケア会議の内容などから地域課題を抽出し対策について検討しました。令和7年度も引き続き取り組んでいきます。</p>
---------------------------	--